

令和7年度第1回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時

令和7年6月25日（水）10時00分から12時00分

2 場所

ビジョンセンター東京虎ノ門 5階501A会議室（WEB会議併用）

3 出席者

(1) 委員

関澤委員長、河村委員、小林（恭）委員、佐野委員、中川委員、松島委員、松山委員、村井委員、森山委員、吉田委員、阿部委員、有賀委員、小林（由）委員、流委員、中島委員、蓮子委員、市橋委員、西藤委員、伊勢村委員、田村委員、山尾委員

(2) オブザーバー

消防庁消防大学校消防研究センター

(3) 事務局

消防庁 鳥井審議官、渡辺予防課長、明田設備専門官、高木課長補佐、奥田違反処理対策官、川合国際規格対策官、谷川係長、辻係長、関係長、新田事務官、安田事務官、延安事務官、前田事務官、清水事務官、城取事務官、高橋事務官

4 配布資料

資料1 令和7年度予防行政のあり方に関する検討会における主な検討事項

資料2 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

資料3 厨房設備等の基準に関する検討部会について

資料4 関係者不在施設における防火安全対策の実効性確保に関する検討

資料5 高度・専門的業務における広域連携に関する検討について

資料6 消防用設備等への新技術の円滑な導入の仕組みについて

資料7 予防行政におけるデジタル化の取組状況について

参考資料1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料2 予防行政のあり方に関する検討会委員名簿

5 議事

- (1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討
- (2) 厨房設備等の基準に関する件
- (3) 関係者不在施設における防火安全対策に関する検討
- (4) 高度・専門的業務における広域連携に関する検討
- (5) 消防用設備等への新技術の円滑な導入の仕組みに関する検討

(6) 予防行政におけるデジタル化の取組状況について

6 主な意見交換の内容（○:委員、●:事務局）

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

- すでにルートCで9件の実績があるが、今回の検討はこれを本則化するというとか。
- 方向性、出口はこれから検討部会で議論していただく。ルートCの本則化のほか、海外の駐車場ではスプリンクラー設備の設置が一般的となっていることを踏まえ、国内において一般的な仕様のスプリンクラー設備が駐車場の消火設備として必要な性能があるのか、実験等により検討していく。
- 検討期間はどの程度見込んでいるか。
- 年度単位で進めていきたい。今年度に残った検討事項は次年度に対応したい。

(2) 厨房設備等の基準に関する検討

- 東京消防庁管内では、火気器具上部に設ける排気ダクトの火災は増加している。令和2年から6年までの5年間で28件の火災が発生しており、そのうち2件は建物へ延焼拡大している。こうした状況を踏まえ、東京消防庁では行政指導として、実情に応じた指導基準の運用を開始したところ。
- 具体的にはどのような指導基準か。
- 火災の発生する場所・部位に着目して検討した結果、防火ダンパーの設置位置などについて指導している。
- 東京消防庁の検討結果を踏まえ、全国的な基準について検討していく。

(3) 関係者不在施設における防火安全対策に関する検討

- 防火管理責任について整理する必要がある。発見、通報、初期消火、避難誘導の4つが適切にできれば無人でもよいと考えるが、火災が発生したときにどの程度まで対応すればよいのかということを防火管理責任という視点に基づいて統一的に整理し、対応することが必要である。
- 法的責任関係については、昨年度からも積み残しになっている部分であり、今年度整理していきたいと考えている。昨年度の検討会において、委員の方から、火災被害の予見可能性というところが裁判のポイントになるという話もいただいているところ。いただいた意見を参考にしながら検討を進めていきたい。
- 新技術導入により人の行動をサポートできるという考え方があると思うが、誰がその技術の正しさを確認するのかというところを整理すると、考えが進むのではないかなと思う。
- 今回の場合、検討する用途の対象が非常に多岐にわたるが、現状どのような形で取りまとめていくのか伺いたい。
- 検討対象を、類型化し、新しい業態に対応できるよう示していく。
- 様々な業態があり、類型化した際に危険性が低いグループと高いグループに区分さ

れると考える。危険性と既存の規制との兼ね合いによっては、次年度以降も引き続き検討が必要な部分もあるのではないかと考える。

- 避難支援が必要な人たちが将来的にこのような施設を利用する可能性もあるため、そこを見据えた検討をしていただきたい。
- 必要な情報収集をして検討を進めたい。
- 関係者が不在となる宿泊施設のガイドラインに早期駆け付けについての記載があるが、これが要件になるのか、それとも遠隔で避難誘導することの選択性みたいになるのかなど、ルール作りをしっかりとやっていただきたい。
- 無人施設を利用した際に閉じ込められたことがあった。火災などが発生した際にこのようなことがないようにしなければいけない。
- 避難の際にセキュリティーが障害となる場合があるということを聞いたことがある。そこも含めて検討していきたい。
- 防犯上のセキュリティーと発災時の安全性との優先性をどうするかということについて、セキュリティー側に優先性が高まることがある。安全性が優先になるよう審議願いたい。
- 個別の案件についてのみ検討するのではなく、上位概念の構築というのも併せて検討した方が良い。いろんな形態の施設が出てきても、それを消防法としてカバーできる概念や規制などがあると、今後の対応が容易になるのではないか。
- 関係者不在施設は今後も新たな業態のものが出てくることが想定されるため、類型化し、検討していく。

(4) 高度・専門的業務における広域連携に関する検討

- 規模の大小がすべてだとは限らないが、消防本部ごとに差はあると思われるため、規模に関わらず、全体として底上げできるような新しい取り組みを検討する必要がある。
- 過去の調査でも、大規模消防本部の消防力が流出するのではないかといった声も聞かれているところである。小規模・大規模、どちらか一方のみに目を向けた対策とならないよう検討していきたい。
- 個別の案件に対する一時的な支援のみではなく、日常的に連携していることが重要。
- 普段から関係を構築し、いざという時にすぐ連携・協力できるようなことも視野に入れて検討していきたい。様々な事例を収集しながら、日常的にどのような連携体制づくりができるのかを整理する。
- 地方自治法上の職務命令による事務従事、職員の派遣、内部組織の共同設置などについて採用している自治体が消防に限らず見られる。公権力の行使や行政争訟の場面での責任問題が課題となる可能性があるため、そこを踏まえた検討が必要。
- 職員の派遣、事務の代替執行など、地方自治法上の制度の活用可能性や公権力の行使に関するポイントも踏まえながら検討を進めていきたい。

(5) 消防用設備等への新技術の円滑な導入の仕組みに関する検討

- 背景を補足すると、もともと消防法も、昔は必ずしも既存建物に対して遡及する法体系ではなかったが、昭和の高度成長期の頃に、デパート火災などが相次いで発生し、特に人命危険が大きい建物に関しては、その火災の教訓を踏まえて、消防用設備等の基準が強化された場合については常に最新基準に合わせる必要があるということで今の制度になっている。

事務局側としては、危険性の高い建物に対し安全基準を緩めるという意図はない。長年にわたって様々な基準の整備がなされ、高度成長期の頃に比べれば建物の安全面が底上げされてきていると考える。こうした一定の安全レベルがある中で、高機能化したものを基準として取り入れることで、今後、新築建物の安全性をさらに高めたり、要支援者の方に配慮した建物を普及させていこうとした際に、一定レベルの安全性はあるが最新基準に適合しない既存建物について、逐一改修工事を義務づけることが良いのかという点に問題意識を持っている。

- 特殊消防用設備等に関する事項について、どのような防火対象物に設置するかによって、その機能が有効に働くかが異なる場合があるため、設備単位で評価ができるか検証をすべきものもあると思うので、慎重に検討をお願いしたい。

また、特定防火対象物に対する遡及適用に関する事項について、遡及適用の意義とこれまでの成果も踏まえれば、遡及適用させなければならないものもあると思うので、検討する上で留意いただきたい。

- 1点目の大臣認定制度の件については、建物の構造や利用状況、防火管理などソフト対策とも連動する場合があり、そのようなものは設備単位で評価を完結するのは難しいと考えられる。

2点目についても、火災対策として例えば火災や事故を踏まえて基準改正し、遡及適用して基準を引き上げていく場合もあれば、例えば人手不足や省人化を踏まえた、より高機能化するような設備の基準もあるため、どの基準を新築のみに適用するべきなのかというのも含めて、丁寧に議論していきたい。

- 遡及適用については、消防行政の中でエポックメイキングなことである。50年前に、それまで遡及適用はしていなかったが、初めて特定防火対象物というジャンルについては全部遡及するという改正を行った。その効果は非常に大きく、火災統計を調べると非常に大きな効果があったと証明できるが、それから50年が経ち、弊害のようなことが起きてきているのだと思う。これまでの経緯を把握している立場から、そろそろ見直しに着手した方が良いということを申し上げたい。

- 予防行政のあり方に関する検討会で、十数年前から課題の一つである光警報装置については、諸外国では義務設置になっており、聴覚障害者向けの警報装置がほとんど世界的にはスタンダードになっているのに対して、日本では一部の交通機関や空港施設にしかまだ設置されていないという状況。設置義務となれば全て遡及適用だと負担が大きいため反対の意見が出てしまう。新築の一定規模以上などに義務付ける

ということであれば、それほど負担の大きいわけではないので、普及が進むのではないかと考える。

(6) 予防行政におけるデジタル化の取組状況について

特になし

(7) その他

- テーマが非常に多いため、できれば年度途中で検討会を開催するなり、検討部会での検討事項を検討会に上げるときに効率的な審議、検討ができるような工夫を考えていただければと思う。
- 検討会の回数を増やすか、個別に情報共有させていただくかということは検討する。

以上